

## 岩手県における養護学校教育義務制実施10年後の実態

——特に重度・重複障害教育について——

中山文雄\*

(1989年10月14日受理)

### 1. 緒 言

養護学校教育の義務制が1979年4月に実施されてから、すでに10年が経過した。

『学校教育法』制定に基づき、特殊教育諸学校として、盲・聾・養護学校が規定され、1948年度から盲・聾学校の義務制が逐年進行により実施されたにもかかわらず、養護学校は学校設置の未整備等から義務制未実施のままであった。

このような義務制未実施の養護学校における義務教育早期実現を目標とし、公立養護学校の設置を促進し、充実を図るため、1956年『公立養護学校整備特別措置法』が成立し、以後養護学校の整備が促進されるに至った。

その後もさまざまな障害児・者に関する実践および運動の成果により、1973年11月養護学校教育の義務制の実施期日を定める政令\*\*が制定され、養護学校設置計画が推進された。

1979年度から養護学校教育の義務制が実施され、それまで学校教育から排除されてきた障害の重く、重複する子ども—重度・重複障害児—の義務教育が保障されることとなった。

養護学校教育の義務制実施により、学校現場では重度・重複障害児に対する教育のあり方や、教育内容・方法等について戸惑い、混乱を伴いながら多くの苦労と努力の積み重ねがなされて今日に至っていることは既に報告した通りである<sup>1)2)23)24)</sup>。

そして、義務制実施後10年の経過の中で、現状は各地の実状に応じて重度・重複障害児に対する教育実践が積み重ねられつつあり、教育の考え方や指導内容・方法等も徐々に量的、質的な変化をしていることは、国立特殊教育総合研究所の調査結果<sup>6)</sup>からも明らかである。

義務制実施後10年を経過した現時点においても重度・重複障害児教育に関しては、解決すべき課題が山積しており、課題解決へ向っての一層の努力が必要であると思われる。

### 2. 研究目的

岩手県における養護学校教育の義務制実施後10年の実態を、重度・重複障害児に対する教育の実態を中心として、義務制実施の前年(1978年度)と、義務制実施10年目(1988年度)と

\* 岩手大学教育学部

\*\* 『学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令』(昭和48年11月20日、政令339号)

を比較検討することにより、重度・重複障害児の教育のあり方について考えてゆくための資料を提供することを目的とする。

### 3. 岩手県における学齢児童生徒数の推移

岩手県においては、1978年から1988年の10年間の学齢児童生徒数は、1982年度の20万人余をピークとして、その後徐々に減少してきている（表1参照）。それに対し、小・中学校に設置されている特殊学級在籍者数は1978年の2,100人余を最高にして、以後徐々に減少し、1988年は1,500人余と1978年に比較して4分の3以下に減少している。一方、特殊教育諸学校児童生徒数（小・中学部）は、1978年の855人から義務制実施の1979年は1,290人と1.5倍に急増し、その後も1982年までは増加しているが、同年以降は逆に僅かながら減少傾向にある。

このように、特殊教育対象児の内、小・中学校特殊学級在籍者数については、1978年以降年々減少傾向を示しているのに対し、特殊教育諸学校在籍者（小・中学部）数は、1979年度の養護学校教育の義務制実施によりそれまで就学猶予・免除となっていた不就学児の多くが養護学校へ就学したことにより同年は在籍者数が急増し、その後1982年まで増加が続くが、以後は減少傾向を示している。

学齢児童生徒数の内、特殊教育（特殊学級及び特殊教育諸学校在学者）を受けている児童生徒数の割合は、1.59%（1979年）～1.44%（1988年）と年度によって多少の差異が見られる。

特殊学級と特殊教育諸学校間の在籍数を比較すると、1978年では特殊学級の在籍者数の方が約2.5倍であったのが、以後年度毎に特殊学級在籍者数が減少し、1988年では特殊学級の方が約1.3倍と接近してきている。

このように全般的な学齢児童生徒数の減少傾向の中で、特に特殊学級在籍者数の減少傾向が顕著であるのは、特殊学級が対象とする軽度障害児の小・中学校通常学級への就学化によるた

表1 岩手県学齢児童生徒数の推移（5月1日現在）

年度	小・中学校	特殊学級（内数）	特殊教育諸学校（小・中学部）
1978	198,962人	2,130人	855人
1979	198,033	1,875	1,290
1980	197,833	1,786	1,295
1981	199,085	1,671	1,336
1982	201,441	1,618	1,396
1983	199,386	1,590	1,297
1984	197,544	1,622	1,277
1985	195,609	1,621	1,255
1986	193,309	1,643	1,268
1987	190,179	1,564	1,201
1988	185,461	1,521	1,163

岩手県教育委員会『教育資料』『特殊教育資料』各年度版より

めと考えられる。

近年の統合・交流教育の推進の中で、軽度障害児の小・中学校通常学級への就学化が進行していることは望ましいことであるが、そのための教育的諸条件が整備されないと、逆効果、悪影響だけを及ぼし、通常学級からの障害児排除にもつながる結果<sup>り</sup>となる。障害児の小・中学校通常学級への就学に当っては、適切な教育指導を実施するための教育的諸条件の検討・整備が不可欠であると考えられる。

#### 4. 特殊学級の実態

岩手県における特殊学級数及び在籍者数は表 2 に示すとおりである。

1978 年と 1988 年を比較すると、学級数に関しては、1988 年の方が小学校で 17 学級増加し、中学校で逆に 18 学級減少し、全体では 1 学級減である。

それに対し、在籍者数は 1978 年より 1988 年の方が 609 人も大幅に減少している。

次に障害別に見ると、両年度間の比較では学級数について、1988 年の方が情緒障害、言語障害、難聴の各学級は大幅に増加しているのに対し、精神薄弱、病弱・身体虚弱の各学級は大幅に減少し、弱視、肢体不自由の各学級はほとんど変化がない。

児童生徒数に関しては、1988 年の方が言語障害、情緒障害の各学級はかなり増加しているのに対し、精神薄弱、病弱・身体虚弱、難聴、肢体不自由の各学級はいずれも大幅に減少している。

このように、特殊教育の中で比較的新しい分野であり、しかも特殊教育諸学校の対象障害として設けられていない情緒障害と言語障害の特殊学級に関しては、1978 年より 1988 年の方が、学級数及び在籍児童生徒数とも増加しているが、その他の特殊学級は横ばいしないし大幅に減少している。このことは前述のように全般的な学齢児童生徒数の減少による軽度障害児童生徒数の減少も考えられるが、むしろ軽度障害児の小・中学校通常学級への就学による影響の方がより大きいと考えられる。

表 2 岩手県特殊学級数及び在籍者数

(5 月 1 日現在)

年 度	1978 年度						1988 年度					
	小学校		中学校		合 計		小学校		中学校		合 計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
弱 視	学級 1	人 2	0	0	1	2	1	2	0	0	1	2
難 聴	9	43	2	8	11	51	14	30	5	6	19	36
精 神 薄 弱	208	931	136	655	344	1,586	188	568	116	343	304	911
肢 体 不 自 由	2	8	1	5	3	13	1	4	1	3	2	7
病 弱 ・ 身 体 虚 弱	23	163	4	16	27	179	20	86	2	5	22	91
言 語 障 害	36	264	0	0	36	264	63	424	0	0	63	424
情 緒 障 害	8	33	1	2	9	35	17	42	2	8	19	50
合 計	287 (186)	1,444	144 (119)	686	431 (305)	2,130	304 (269)	1,156	126 (123)	365	430 (390)	1,521

注：( ) は特殊学級設置学校数

岩手県教育委員会『特殊教育資料』1978・1988 年

## 5. 特殊教育諸学校の実態

岩手県における1978年・1988年の特殊教育諸学校の在籍者数は表3に示すとおりである。

特殊教育諸学校数に関しては、1978年12校(内2分校含む)から、1988年20校(内4分校含む)と倍増近い。障害別では、盲・聾・肢体不自由・病弱の各学校数(本・分校合わせた数)で両年度間に変化は見られないのに対し、精神薄弱養護学校のみが3校から11校(分校含む)と4倍近くに増加している。

在籍者数については、1978年1,109人から、1988年1,488人と1.3倍強に増加している。

障害別に見ると、盲・聾・肢体不自由の各学校ではいずれも児童生徒数は1978年より1988年の方が減少しており、殊に盲・聾学校では大幅に減少している。それに対し、精神薄弱養護学校は1988年の方が2.3倍、病弱養護学校は1.3倍に増加している。

特殊教育諸学校の障害別にこの10年間の児童生徒数を比較すると大きな差異が見られる。盲・聾学校の児童生徒数の大幅な減少は岩手県のみならず、全国的に見ても盲・聾学校は既に、1948年度に小学部1年の義務制が実施され、逐年進行で1956年度には完了し、児童生徒数は1959年をピークにしてそれ以来一貫して減少傾向にある。

それに対し、1979年度の養護学校教育の義務制実施により、精神薄弱及び病弱の各養護学校で児童生徒数の増加が顕著であるが、肢体不自由養護学校ではやや減少している。このことは養護学校間での学校設置及び対象児童生徒の就学状況が、肢体不自由養護学校は精神薄弱・病弱の各養護学校より時期的に先行していたことによると思われる。

学部設置状況に関しては、盲・聾学校は1948年度の義務制実施の時点で既に小・中・高等部が設置されており、幼稚部も盲学校は1977年、聾学校は1965年の比較的早い時期に設置され、幼稚部から小・中・高等部(専攻科を含む)まで一貫した教育体制が整備されている。一方、1988年度時点で養護学校はいずれも幼稚部は設置されておらず、高等部についても肢体不自由養護学校で1965年、精神薄弱養護学校では1977年に設置、病弱養護学校は1986年に始めて設置された。

1988年度時点の養護学校高等部設置状況は、肢体不自由2校中(内1分校)1校、精神薄弱は11校中(内3分校)3校、病弱は4校中1校に設置されているに過ぎず、全養護学校では3分の1以下の設置状況である。

表3 岩手県特殊教育諸学校在籍者数

(5月1日現在)

年 度	1978年度						1988年度						
	障害別	学校数	児童生徒数				合計	学校数	児童生徒数				合 計
			幼稚部	小学部	中学部	高等部			幼稚部	小学部	中学部	高等部	
	校	人	人	人	人	人	校	人	人	人	人	人	
育 聾	1	6	36	20	77	139	1	1	10	18	48	77	
	2	17	59	46	48	170	2	14	43	17	38	112	
精 神 薄 弱	3	0	170	124	54	348	8(3)	0	385	283	144	812	
肢 体 不 自 由	1(1)	0	96	59	52	207	1(1)	0	74	50	49	173	
病 弱	3(1)	0	141	104	0	245	4	0	154	129	31	314	
合 計	10(2)	23	502	353	231	1,109	16(4)	15	666	497	310	1,488	

注：( ) は分校数であり、外数である。

岩手県教育委員会『特殊教育資料』(1978・1988)より

全国的に見ると、養護学校の学校数は 1978 年には 502 校(内分校 53 校)が、1988 年には 754 校(内分校 84 校)と 252 校(精神薄弱 190 校、肢体不自由 47 校、病弱 15 校)増加した。在学者数では精神薄弱を中心に 3 万人余増加した。学部別では小・中学部の在籍者数は減少傾向を示しているのに、高等部在籍者数だけが逐年増加を遂げ、岩手県の状況とは異なった状況を示している<sup>14)</sup>。

## 6. 重度・重複障害教育の実態

重度・重複障害児に対する学校教育の形態としては、大別すると次の 2 つに分けられる。

- (1) 特殊教育諸学校の重複障害学級等
- (2) 養護学校等における訪問教育

### (1) 特殊教育諸学校の重複障害学級等

特殊教育諸学校における重複障害学級は、『学校教育法施行令』第 22 条の 2 に規定する障害一盲・聾・精神薄弱・肢体不自由・病弱一を 2 以上あわせ有する者を重複障害児とし、その者に対する教育は特殊教育諸学校における重複障害学級で行うことが法令に定められている。

特殊教育諸学校では、1965 年ごろから徐々に児童生徒の障害の重度化、重複化の傾向が見られ、特に 1979 年 4 月の養護学校教育の義務制実施に伴って上記の『学校教育法施行令』の規定にある障害のほか、言語障害や情緒障害を併せ有する児童生徒も増え、それまでと比較して一段と障害の重度化、重複化及び多様化の傾向を示すようになった。国(文部省)は、こうした現実の情勢に対応する措置として、1979 年 7 月、特殊教育諸学校の学習指導要領を改訂し、その中で、「当該学校に就学することとなった心身の障害以外に他の心身の障害を併せ有する児童又は生徒」を「重複障害者」<sup>15)</sup>とし、教育課程の一層の弾力化が図られた。

法令上規定されている重複障害学級のほかに、岩手県はじめ多くの都道府県教育委員会は、障害が重度で介助の必要性の高い者を対象とした重度学級を設置し、学級編制基準、教職員定数基準等の上で重複障害学級と同様な措置を講じている<sup>6)</sup>。本稿では重複障害学級及び重度学級をあわせて重複障害学級等として論述することとする。

### ① 特殊教育諸学校(本校)における重複障害学級の実態

特殊教育諸学校(本校)に設置されている重複障害学級の 1978・1988 年度の学級数及び在籍児童生徒数は表 4 のとおりである。

1978 年の重複障害学級は、盲・聾・肢体不自由の各学校にあわせて 17 学級設置され在籍者数は 46 人で、精神薄弱・病弱の各学校には未だ設置されていなかった。それが、精神薄弱養護学校には義務制実施の 1979 年度から、病弱養護学校には 1980 年度から小・中学部に重複障害学級が設置されたが、両校とも高等部については 1988 年度も未設置である。

そして、1988 年は全体で重複障害学級は 33 学級 98 人であり、1978 年と比較し、学級数及び在籍者数ともほぼ 2 倍に増加している。特に、精神薄弱・病弱の両校を合わせると、17 学級 45 人と全体のほぼ半数を占めている。それに対し、盲・聾学校の重複障害学級数は 1978 年より 1988 年の方が各 1 学級減となり、聾学校については在籍者数も半数以下に減少している。一方、

表4 特殊教育諸学校重複障害学級数・在籍者数 (5月1日現在)

年度	1978年度				1988年度			
	小学部	中学部	高等部	合計	小学部	中学部	高等部	合計
盲	学級 人 3—5	1—2	—	4—7	1—4	1—2	1—3	3—9
聾	3—6	2—9	1—1	6—16	2—4	2—2	1—1	5—7
精神薄弱	—	—	—	—	5—13	5—12	—	10—25
肢体不自由	2—7	3—9	2—7	7—23	2—5	3—9	3—23	8—37
病弱	—	—	—	—	4—11	3—9	—	7—20
合計	8—18	6—20	3—8	17—46	14—37	14—34	5—27	33—98

注1) 数字はいずれも重複障害学級数—在籍者数を示す 岩手県教育委員会『特殊教育資料』より

2) 分校・分教室・訪問教育は除く。

肢体不自由養護学校は1学級増であるが、在籍者数は1.6倍に増加し、両年度とも在籍者数は障害別の中で最も多い。

このように、義務制実施に伴ない特殊教育諸学校における重複障害学級数・在籍者数とも増加し、特に精神薄弱・病弱養護学校にも重複障害学級が設置されるようになり、特殊教育諸学校において重度・重複障害児への教育体制が整備されるようになった。

一方、盲・聾学校は既に1948年度から義務制が実施され、重複障害学級の設置も1968年の法改正\*により規定され、同年以降盲・聾学校には重複障害学級が設置\*\*されるようになり、両校における重複障害児に対する教育実践は養護学校に比較して長い経過を有し、教育内容・方法等に関する教育実践の蓄積も豊富である<sup>9)10)12)15)</sup>。

## ② 特殊教育諸学校の分校・分教室における重複障害学級等の実態

児童福祉施設に入所している障害を有する学齢児童生徒の教育機関として、施設提携の養護学校・分校・分教室がある。岩手県における養護学校の分校・分教室には、重度・重複障害児を教育するための教育形態として、重複障害学級に加えて重度学級も設置されていることは前述のとおりである。

1978年・1988年養護学校分校・分教室の重複障害学級及び重度学級（以下、重度・重複学級と略称）在籍者数は、次のとおりである<sup>25)</sup>。

### 1978年度

○肢体不自由養護分校（1校）

小学部 33人 中学部 13人 計46人

### 1988年度

○肢体不自由養護分校（1校）

\* 1968年『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』が改正され、特殊教育諸学校に「重複障害学級」の設置が規定された。

\*\* 1968年以前にも、盲・聾・肢体不自由の各学校には校内操作により特別学級（重複障害学級）が設けられ、教育実践が行われていた。<sup>16)17)</sup>

小学部	35 人	中学部	13 人	計	48 人
○精神薄弱養護分校 (3 校)					
小学部	41 人	中学部	22 人	計	63 人
精神薄弱養護分教室 (3 教室)					
小学部	28 人	中学部	8 人	計	36 人
○病弱養護分教室 (1 教室)					
小学部	16 人	中学部	14 人	計	30 人
<hr/>					
合計	小学部 120 人	中学部 57 人		計	177 人

1978 年度、養護学校の分校・分教室に在籍する重度・重複障害児は、肢体不自由施設との提携による分校のみ 46 人であった。それが養護学校教育の義務制実施のため養護学校増設が図られ、岩手県内で 1979 年から 1981 年までの 3 年間に、精神薄弱養護学校 3 校、同分校 3 校、同分教室 3 教室と病弱養護学校 1 校（分校から昇格）が設置されている。

そして、1988 年には養護学校分校 4 校、同分教室 4 教室にあわせて 177 人の重度・重複障害児が在籍している。

施設における義務教育については、1951 年の『児童福祉法』の改正で、「施設の長は『学校教育法』の規定する保護者に準じてその施設に入所中の児童を就学させなければならない」（第 48 条）と規定された。しかし、1964 年の『重度精神薄弱児収容棟の設備及び運営の基準』の中では、「重度棟の対象児は就学猶予または免除されたものであること」という規定がなされ、現実にも施設の近隣に重度・重複障害児をも受け入れられる学校がないため、義務制実施以前は結局施設内で独自の学習指導等を中心として、一部の施設において訪問指導員の派遣、小・中学校あるいは養護学校の分校・分教室の設置等による学校教育が実施されていた。

それが養護学校教育の義務制実施以後は、養護学校の併設や提携、養護学校の分校・分教室の設置、養護学校等教員による訪問教育等、多様な教育形態がとられるようになり現在に至っている。

施設と併設、提携の養護学校（分校・分教室を含む）では、入所中の学齢児童生徒の望ましい成長・発達を実現するため、学校と施設の共同的援助活動がなされている<sup>23)</sup>。共同的援助活動では療育・医療・教育にあたる関係者が相互の専門性を発揮するとともに、相互の協力・連携を図ることが肝要である。

## (2) 養護学校等における訪問教育

岩手県における 1978 年以降の訪問教育対象児数の推移は、表 5 のごとく、義務制実施の 1979 年に急増し、1980 年をピークにそれ以後大幅に減少している。

表 5 訪問教育対象児数の推移

(5 月 1 日現在)

年 度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
人 数	183	311	342	98	96	81	84	81	82	91	73

岩手県教育委員会『特殊教育資料』より

これは、1979年度の養護学校教育の義務制実施に伴い、同年から訪問教育は「心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、学校へ通学して教育を受けることが困難な者」<sup>13)</sup>を対象とし、「養護学校等における一教育形態」として法的根拠が明確にされ、当然のこととして対象児には養護学校の学籍が付与されたことにより、それまで就学猶予・免除となっていた不就学児の多くが訪問教育対象として学籍を有することとなり対象児が急増した。

それが1981年には、前年より大幅に減少したのは、それまで児童福祉施設等へ入所中の学齢児を施設訪問教育の対象としてきたのを、各施設に隣接して養護学校(分校・分教室を含む)を設置して養護学校への就学化を図ったことによる、いわば施設等における訪問教育の発展的解消によるものである<sup>21)</sup>。

1981年度以降は横ばいの状態が続いていたが、1988年は70人台とやや減少した。

訪問教育の指導日数・授業時数に関しては、週当たり2日、1日2時間で週4時間授業であり、年間の授業時数は140時間である。この指導日数・授業時数は、岩手県はもとより全国的に家庭訪問教育が始まった1969年以来変化なく、対象児の心身の発達状態や学習能力に関わりなく全員一律である。

そして、指導内容・方法に関しては、訪問教育の対象とする重度・重複障害児の教育は新しい分野であり、未だ指導内容・方法も十分に解明されていないことや、家庭訪問教育は家庭における一対一指導に限定される等、多くの問題点や課題を内在しているのが現状である<sup>18)22)</sup>。

### (3) 重度・重複障害教育の実態

重度・重複障害教育の実態を(1)重複障害学級等、(2)訪問教育の実態から見たが、集約すると表6のようである。

重度・重複障害児在籍者数は、1978年275人から1988年348人と、約1.3倍増になっている。特殊教育諸学校の在学者の重度化、重複化傾向が指摘されているが、特殊教育諸学校児童生徒数全体についてみた場合、重度・重複障害児在籍者の占める割合は、1978年24.8%、1988年23.4%で、岩手県の場合、統計上は必ずしも重度化、重複化が明確でないように見える。しかし、特殊教育諸学校の小・中学部について見ると、重度・重複障害児在籍者の割合は1978年9.8%から1988年27.6%となり、重度化、重複化の進行が明白である。

岩手県では、前述のように重度・重複障害児のための重複障害学級等がすべての特殊教育諸学校に設置されているわけではないこと、特に生徒数の急増している精神薄弱・病弱養護学校高等部に1988年度時点で重度・重複障害児の重複障害学級等が設置されていない等の理由により、特殊教育諸学校における重度・重複障害児在籍者の割合が比較的少ないと考えられる。さ

表6 特殊教育諸学校重度・重複学級在籍者数

(5月1日現在)

年 度	1978年度				1988年度			
	小学部	中学部	高等部	合計	小学部	中学部	高等部	合計
特殊教育諸学校重複障害学級	18	20	8	46	37	34	27	98
同上分校・分教室重複学級	33	13	—	46	120	57	—	177
訪 問 教 育	183		—	183	53	20	—	73

岩手県教育委員会『特殊教育資料』より

らに、国立特殊教育総合研究所の報告<sup>7)</sup>でも指摘されているように、現時点では重度・重複障害児の判定基準は確立されておらず、学校種別や学校により微妙に異なっているのが実状である。従って、上記の重度・重複障害児数も一応の目安として把握する必要がある。

尚、文部省の調査結果<sup>14)</sup>では、特殊教育諸学校の小・中学部全体についてみた場合、37%が重複障害学級に在学する状態となっているが、岩手県の場合文部省の調査結果より下回っている。

## 7. 児童生徒の実態と教育課程

### (1) 岩手県立花巻養護学校における児童生徒の実態と教育課程

養護学校における児童生徒の実態と教育課程に関して、岩手県立花巻養護学校（以下花巻養護学校と略称）について1978年度と1988年度を比較検討する。

花巻養護学校は、精神薄弱養護学校として岩手県で最初に開校（1973年度）し、小学部（1973年度）・中学部（1974年度）・高等部（1977年度）設置、寄宿舎を併設している。そして、花巻養護学校は、学級数、児童生徒数等、岩手県内の特殊教育諸学校の中で最大規模の学校である。

#### ① 1978年度の実態<sup>4)</sup>

##### ア. 学級編制等

小学部 14学級 88人（内重複学級 2学級 6人）  
 中学部 7学級 49人（内重複学級 1学級 4人）  
 高等部\* 2学級 21人  
 合計 23学級 158人（内重複学級 3学級 10人）  
 教職員…校長以下 97名

##### イ. 児童生徒の実態

##### i) 知能指数の分布

表7 知能指数の分布

(5月1日現在)

IQ	小学部						中学部			高等部		合計 人 %
	1年	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	
未実施		1	1		1			1	1		1	6 (3.8)
検査不能	3	1	1	2	2	9	6	7	7			38 (24.1)
~29以下	4	1	4	2	5							16 (10.1)
30~39	4	4	5	10	4		2	2		1	1	33 (20.9)
40~49		1	2		2	6	7	4	1	1	2	26 (16.4)
50~59		2	2	3	4	2	1	4	1	6	3	28 (17.7)
60~69							2		1		3	6 (3.8)
70以上									2	2	1	5 (3.2)

注：重複障害学級は当該学年に入れて集計。

岩手県立花巻養護学校『学校要覧』1978

\* 高等部は1977年4月設置（1学年のみ）で、学年進行により1978年は1・2年のみ。

ii) 重複障害の状況

主な重複障害の状況（割合は全児童生徒数に対する％）

- ダウン症 36人 22.8%
- 脳性まひ 16人 10.1%
- 自閉的傾向 14人 8.9%
- てんかん 29人 18.4%
- 結節硬化症 4人 2.5%
- 弱視 4人 2.5%
- 難聴 3人 1.9%
- 多動 12人 7.6%

ウ. 教育課程

教育課程の参考として、小学部1・6年・重複学級、中学部2年・重複学級、高等部2年の週授業時数を示すと表8のとおりである。

表8 週授業時数

学部 学年 教科等	小学部			中学部			高等部			
	1年	6年	重複	教科等	2年	重複	教科等	2年		
生活	} 11	7	} 17	国語	4	} 10	国語	3		
国語		5		社会	2		社会	3		
算数		4		数学	3		数学	2		
音楽		3		理科	1		理科	2		
図工		3		音楽	2		2	音楽	2	
体育		3		3	美術		2	2	美術	2
養・訓		3		3	保体		3	3	保	男
特別児童会	—	1	1	職・家	10	10	体	女	3	
活動クラブ	—	1	1	養・訓	1	1	職業)	工芸(男)	6	
行事	(64)	(82)	(65)	特別学級指導	3	3	被服製作(女)	6		
				クラブ	1	1	園芸	6		
				行事	(83)	(83)	家庭(女)	2		
							英語	1		
							養・訓	1		
							特活	1		
							クラブ	1		
							行事	(71)		
合計	23	30	28		33	33		34		

注：行事は年間（ ）で示す。

岩手県立花巻養護学校『学校要覧』1978

② 1988年度の実態<sup>5)</sup>

ア. 学級編制等

1988年度の学級編制等は、表9のとおりで本校のほかにも2分校、2分教室、訪問教育部を併設し、教職員は校長以下170人である。尚、本校の学級数26学級児童生徒数203人には重複障害学級3学級その在籍者9人が含まれている。

表9 学級編制等

(5月1日現在)

場 所	小学部		中学部		高等部		合 計		関連施設等
	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	児生徒数	学級数	
本 校	64	10	57	10	82	6	203	26	
やさわ分校	19	5	5	2			24	7	精薄児施設・やさわ学園
萩の江分校	2	1	7	2			9	3	精薄児施設・萩の江学園
ルンビニー分教室	9	2	9	3			18	5	精薄児施設・ルンビニー学園
南花巻分教室	7	2	1	1			8	3	国立療養所南花巻病院
訪問教育部	12	3	4	1			16	4	(在宅)
合 計	113	23	83	19	82	6	278	48	

岩手県立花巻養護学校『学校要覧』1988

イ. 児童生徒の実態

i) 知能指数の分布

表10 知能指数の分布

(5月1日現在)

種別 学年	本 校												計	やさわ分校	萩の江分校	ルンビニー分教室	南花巻分教室	訪問教育部	合 計					
	小学部					中学部			高等部															
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3												
IQ 検査不能	3	11	2		1	1							18	19	5	2	7	1		7	1	16	76 (27.4%)	
~19			2				1	2	3				8										8 (2.9)	
20~29			3	3	1	2		3	3	4	3	1	23					1					24 (8.6)	
30~39	2	2			4	4	9	3	3	9	8	8	52					3	5					60 (21.6)
40~49	2	1	1	3	6	1	5	5	2	3	5	8	42				1						43 (15.5)	
50~59				1	1	4	5	4	3	7	6	5	36				1	2					39 (14.0)	
60~69			1	1			2	2		3	4	4	17				2						19 (6.8)	
70~79		1						1		1	2		5				1	1					7 (2.5)	
80~89								1				1	2										2 (0.7)	

注：本校各学年に重複学級在籍者を入れて集計。

岩手県立花巻養護学校『学校要覧』1988

ii) 重複障害の状況

主な重複障害の状況（割合は全児童生徒数に対する％）

- ダウン症 42人 15.1%
- てんかん 57人 20.5%
- 脳性まひ 18人 6.5%
- 弱視、難聴 11人 4.0%
- 自閉的傾向 60人 21.6%
- 情緒障害 26人 9.4%

## ウ. 教育課程

表 11 週授業時数

学部 学年		小学部			学部 学年		中学部		学部 学年		高等部
		1	6	重複			2	重複			2
教科等	生活	15	14	生 活 27	生活	9	17	生活	2	2	
	国語		3		作業	4	2	国語	2	2	
算数		2	音楽		2	2	社会	2	2		
図工	3	2	美術		2	2	数学	2	2		
音楽	3	2	木工		4		理科	1	1		
体育	4	4	縫工		4		音楽	2	2		
			家庭		2		美術	2	2		
特別	クラブ		1	1	保健体育	5	5	保健体育	4	4	
活動	児童会		1		生徒会	1	1	職 業	園芸	6	
					クラブ	1	1		被服	「選 6 択」	
									調理		
									木工		
									陶芸		
									印刷		
								家庭	2		
								特 活	クラブ	2	
									ホームルーム	1	
合計		25	29	28		30	30			34	

岩手県立花巻養護学校『学校要覧』1988

花巻養護学校の1978年度・1988年度間比較をみると、学級編制・児童生徒数は、1978年は23学級・158人（内重複障害学級は3学級・10人）であったのが、1988年は本校、2分校、2分教室、それに訪問教育部（在宅）を併設し、48学級・278人の大規模養護学校となった。

このことは、1979年4月の養護学校教育の義務制実施に伴い、本校自体への入学者数の増加とともに、3施設への本校からの訪問教育の開始、施設提携の分教室の設置等の対応が図られたためである。さらに1981年4月には、訪問教育実施の3施設の内、2施設（やさわ、萩の江）は分校を、1施設（南花巻）は分教室を設置し、施設入所学齢児の学校教育を保障するため併設という形で、教育形態の多様化を図り、在籍児童生徒の大幅な増加として現在に至っている。

次に児童生徒の実態を知能指数の分布により見ると、両年度とも検査不能が25%前後を占め、重度・重複障害のため知能検査実施の困難な者が多いことを示している。

知能指数	1978 年度	1988 年度
IQ 29 以下	10.1%	11.5%
30～49	37.3%	37.1%
50～69	21.5%	20.8%
70 以上	3.2%	3.2%
検査不能	24.1%	27.4%

知能指数の分布では、全体としては両年度間で明確な差異は見られない。しかし、1988 年度の施設併設の分校・分教室の在籍児については、ルンビニー分教室を除いた分校・分教室、及び訪問教育部の在籍児は全員知能検査不能の重度・重複障害児である。本校に関しても、小・中学部では、1978 年度より 1988 年度の方が知能指数の分布上、重度化が見られる。

重複障害の状況に関しては、両年度間で特に顕著なことは、自閉的傾向の者が 8.9% から 21.6% と 2 倍以上に増加していることである。さらに、1978 年度には精神遅滞のみの単純障害も少数ではあるが見られたが、1988 年度ではほとんどの児童生徒が精神遅滞以外に何らかの重複する障害を持っており、特に施設併設の分校・分教室及び訪問教育部の在籍児はルンビニー分教室の在籍児を除いて、障害の重度に加えて重複障害を有している。

以上のような在籍児童生徒の重度化、重複化に伴い、当然教育課程において改訂・改善が必要となる。両年度間の週授業時数を比較するとかなり大きな差異が見られる。

1978 年度では、小学部の低学年や重複学級では、生活・国語・算数等の合科授業が行われているが、小学部中学年以上は教科別指導を中心とした授業が実施されていた。養護・訓練は小学部で週 3 時間、中学部・高等部では各 1 時間指導されていた。

それに対し、1988 年では小学部の重複学級では週 28 時間中 27 時間を、小学部 1～3 年及び中学部重複学級でも週時間数の半分以上を生活科に当て、「生活」中心のカリキュラム編成となっている。そして中学部はもとより、高等部でも時間数こそ 2 時間と少ないが、生活科を指導している。

精神薄弱養護学校における生活科は、実際の指導では「遊びの指導」「日常生活の指導」「生活単元学習」等の領域・教科を合わせた指導の中核的な教科である。

中学部における作業や木工・縫工、高等部における職業等の時間数が多く設定されていることも、これらの教科等の指導は「作業学習」として実施されて、上述の領域・教科を合わせた指導形態として共通性を有している。

養護・訓練の指導は、1988 年は障害の重度化・重複化に対応して指導時間を特設しないで、学校の教育活動全体を通じて配慮された指導となっている。

このように、花巻養護学校においては、1988 年は重複学級はもとより学校全体として児童生徒の重度化、重複化に対応して、教育課程上は生活科を中核とした「遊びの指導」「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」等の領域・教科を合わせた指導を中心として編成され、教育実践が展開されている。

## (2) 指導領域の動向

—— 岩手県重度・重複障害教育研究会研究紀要から ——

1979 年 4 月からの養護学校教育の義務制実施直前の 1978 年 12 月、岩手県内の重度・重複障害児の教育指導に取り組む関係者が集まり、事例研究を中心とした実践研究を主活動とする岩

表 12 指導領域別一覧

指導領域	年 度										合計
	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	
実 態 把 握			2	1	1	1	1	1	1	1	9
健 康							1				1
初期学習・課題学習	1		1		3		1	1	2	1	10
言語・コミュニケーション	2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	20
運動・行動				1	1		3	2	3	1	11
情 緒			1	1			1			1	4
生活習慣	2		1	3	1	2	1	2		1	13
全 般 的 指 導	2	2	4	1		3	3	2	1	3	21
合 計	7	4	13	9	8	7	13	10	9	9	86

岩手県重度・重複障害教育研究会『研究紀要』より

手県重度・重複障害教育研究会が結成された。以来今日に至るまで、研究会活動による知見や成果が研究紀要及び研究発表会等により公表され、岩手県内の重度・重複障害教育に関係する人々に少なからぬ寄与してきたことは、同研究会の10周年記念誌<sup>3)</sup>に明らかである。

同研究会は会員の研究成果を研究紀要として、1979年度第1号より毎年度刊行し、1988年度には第10号を刊行している。

ここでは、同研究会研究紀要第1号から第10号<sup>2)</sup>に発表された研究テーマ(内容)をもとに、重度・重複障害教育における指導領域に関しこの10年間の動向を概観する。

研究紀要第1号(1979年)から第10号(1988年)までで、研究報告は合わせて103篇である。

これを研究対象児の障害別に分類すると、「重度・重複障害」を対象とするもの86篇、その他17篇である。この「重度・重複障害」を対象とするもの86篇について、研究として取り上げられた指導領域別に分類すると表12のとおりである。

指導領域は年度によって多少の違いは見られるが、かなり共通性も見られる。このことは10年間という期間が重度・重複障害児の教育実践における指導領域の研究成果にはまだ十分な期間ではないこと、対象とする重度・重複障害児の多種多様さ、個別性等の理由が考えられる。

指導領域別では、「全般的指導」「言語・コミュニケーション」が多く、続いて「生活習慣」「運動・行動」「初期学習・課題学習」「実態把握」の順となっている。

「全般的指導」が最も多いのは、重度・重複障害児の場合、発達の初期的段階にある場合が多いので、教育実践においては焦点化した指導領域を設定し難く、「全般的指導」の取り組みとなり易い等の理由があげられる。

それに対し、「初期学習・課題学習」は、重度・重複障害児の実態に合わせて発達の初期的学習、及び焦点化した課題を学習として設定する点で、「全般的指導」よりも教育実践の発展した場合が多い。

「言語・コミュニケーション」「運動・行動」「情緒」等は、養護・訓練の具体的指導領域として設定される場合が多いことが、指導領域として取り上げられることの多いことに結びついていられると思われる。

「生活習慣」については、重度・重複障害児が生活習慣における介助の必要性が大きいことからすれば極めて重要な指導領域であり、重度・重複障害児の教育指導において中核的な指導領域として取り組まれている場合が多い。

「実態把握」は、全体として件数は多くないが、毎年のように取り上げられている。このことは、実態把握が対象児の教育指導の基礎（出発点）として重要であり、特に重度・重複障害児の場合、実態把握の困難さがその後の指導課題設定の困難さ、さらには教育指導の困難さを惹起している場合が多いことを考慮すると、「実態把握」を取り上げる必要性は大きいと考えられる。

以上、この 10 年間の研究紀要のテーマ(内容)から見た指導領域の動向を概観したが、重度・重複障害児の「実態把握」から「全体的指導」、そしてより焦点化した指導領域、特に発達の初期段階にある対象児の実態から、「言語・コミュニケーション」「生活習慣」「運動・行動」「初期学習・課題学習」等が比較的多く取りあげられ、実践研究が行なわれている。

重度・重複障害児の教育では、障害の程度や重複の状況等多種多様で個人差が大きいことに加えて、この教育が特殊教育の分野でも新しい分野であり未だ教育内容・方法が十分に解明されていないため、教育指導上の困難さは、極めて大きいことが多くの研究報告の中で指摘されている。

養護学校の義務制実施後 10 年を経過したとは言え、一人一人の重度・重複障害児に適切な教育指導を実現するために教育内容・方法の解明及び指導者の専門性を高めることが強く求められている。

このような実状から、現段階では重度・重複障害児の教育実践に関する事例研究を積み重ねていくことが重要であると思われる。それ故重度・重複障害児の事例研究の蓄積を図っている岩手県重度・重複障害教育研究会『研究紀要』や国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部の『重度・重複障害児の事例研究』<sup>9)</sup>（第 1 集～第 13 集）は貴重な資料と言える。

## 8. 就学猶予・免除児の実態

岩手県における 1978 年度以降の就学猶予・免除児数の推移は表 13 のとおりである。

養護学校教育の義務制が実施された 1979 年度は、義務制実施に伴い訪問教育対象児全員(311 人)に学籍が付与\*されたことにより就学猶予・免除児数は大幅に減少した。1979 年以後も徐々

表 13 就学猶予・免除者数の推移

年 度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
猶予者数	165	23	12	10	11	5	4	6	3	1	2
免除者数	81	13	18	17	14	12	9	8	5	3	1
合 計	246	36	30	27	25	17	13	14	8	4	3

岩手県教育委員会『特殊教育資料』より

\* 義務制実施以前の訪問教育対象児の学籍については、岩手県では 1970～1973 年は小・中学校特殊学級(訪問学級)籍、1974～1978 年は学籍を付与されず無学籍となっていた<sup>20)</sup>。

に減少してきており、1988年は就学猶予者2人、就学免除者1人の合わせて3人となった。

訪問教育の実施や特殊教育諸学校の重複障害学級等の増設、教育形態の多様化により、就学猶予・免除者＝不就学者は大幅に減少したことは、養護学校教育の義務制実施の大きな成果と言える。

このことは岩手県だけではなく、全国的に見てもほぼ同様な傾向を示している。1978年全国では9,872人の就学猶予・免除者がいたが、義務制実施の1979年は約3分の1の3,384人に激減した。その後1984年までは徐々に減少していたのが、1985年1,388人、1986年1,462人といずれも前年より増加した。しかし、1987年からはまた減少し、1988年は就学猶予者1,112人、免除者189人で合わせて1,301人となった。

このように養護学校教育の義務制実施により、就学猶予者・免除者＝不就学者は激減し、重度・重複障害児の学校教育を受ける機会の保障は大きく進展した。同時に肝要なことは、重度・重複障害児の学校教育を受ける機会〈教育権〉の保障にとどまらず、前述のごとく、個々の実態に応じた望ましい成長・発達〈学習権〉を保障することでなければならない。そのためには、重度・重複障害児の義務制実施に伴う養護学校等の量的整備・充実から、教育内容・方法等の質的充実の時期に転換してきていると言える。

## 9. 結 論

岩手県における養護学校教育の義務制実施後10年の実態を、重度・重複障害児に対する教育の実態を中心として義務制実施の前年（1978年）と義務制実施10年目（1988年）とを比較検討した結果、次のことが明らかとなった。

1. 岩手県における学齢児童生徒数の推移から、学齢児童生徒数の全体的な減少傾向のもとで、特殊学級在籍者数の減少が特に顕著であり、軽度障害児の小・中学校通常学級への就学化の傾向が予想された。
2. 特殊教育諸学校については、養護学校の義務制実施に伴ない、養護学校（分校・分教室を含む）の増設・整備が図られた。盲・聾学校は在籍者数が1960年代以降一貫して減少しているが、義務制実施により精神薄弱・病弱の各養護学校在籍者数は大幅に増加している。
3. 重度・重複障害児の教育は、義務制実施に伴ない特殊教育諸学校における重複障害学級等、養護学校の訪問教育等の教育形態の多様化により、その対象児数は大幅に増加している。
4. 花巻養護学校の場合、義務制実施に伴ない分校・分教室・訪問教育等の併設により在籍者数は大幅に増加した。そして分校・分教室・訪問教育等の対象児の障害の重度化、重複化は顕著である。教育課程編成では、1978年段階は教科別指導を中心としていたが、1988年段階では児童生徒の重度化・重複化に対応して「生活」科を中心とする領域・教科を合わせた指導を中核とするカリキュラム編成となっている。
5. 義務制実施により、就学猶予・免除の不就学児は大幅に減少した。

以上のようなことから、養護学校教育の義務制実施により、養護学校等の増設・整備が図られ重度・重複障害児に対する学校教育の保障は大きく進展した。

今後の課題として、重度・重複障害児一人一人の望ましい成長・発達の保障を実現するため、教育内容・方法の改善・充実〈質的充実〉を図ることが必要である。

私自身も重度・重複障害児との取り組みを深めるとともに、教育実践関係者との研究会活動により教育内容・方法の解明・組織化を目指したいと考えている。

## 文 献

- 1) 朝日新聞「理解はしても障害児に困惑」他, 1989年5月11日・24日投書欄記事, 1989.
- 2) 岩手県重度・重複障害教育研究会『研究紀要』第1号～第10号, 1979～1989.
- 3) 岩手県重度・重複障害教育研究会『十周年記念誌』1989.
- 4) 岩手県立花巻養護学校『学校要覧—昭和53年度』1978.
- 5) 岩手県立花巻養護学校『昭和63年度学校要覧』1988.
- 6) 国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部『重複障害教育の実態調査報告書』1989.
- 7) 同上書 8-9.
- 8) 国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部『重度・重複障害児の事例研究』第1集～第13集, 1977～1989.
- 9) 水口 浚「重複障害教育の施設・設備と活用」『講座心身障害児の教育V』明治図書, 1973, 227-263.
- 10) 文部省『重複障害教育の手びき—盲聾児・盲精薄児・聾精薄児—』東洋館出版社, 1970.
- 11) 文部省『盲学校, 聾学校及び養護学校小学部・中学部・高等部学習指導要領』1979.
- 12) 文部省初等中等教育局特殊教育課『山梨県立盲学校における盲聾教育に関する研究』文部省指定実験学校報告書, 1970.
- 13) 文部省初等中等教育局特殊教育課「訪問教育の概要(試案)」『特殊教育』No. 21, 1978, 42-44.
- 14) 文部省初等中等教育局特殊教育課「〈資料〉養護学校教育義務制実施後10年の推移」『特殊教育』No. 60, 1989, 46-48.
- 15) 中島昭美「重複障害教育」『講座心身障害児の教育III』明治図書, 1973, 245-265.
- 16) 中山文雄「わが国における重度・重複障害児教育のあゆみと現状」『障害児教育の今日的課題 8. 重度・重複障害』福村出版, 1976, 26-38.
- 17) 中山文雄「重複障害児教育の歴史と展望」『障害児教育事例集 上』東京法令, 1978, 180-195.
- 18) 中山文雄「重度・重複障害教育の現状と今後の課題」『特殊教育学研究』Vol. 16 No. 2, 1978, 87-101.
- 19) 中山文雄「重度・重複障害児の学習権保障に関する一考察(1)—総合養護学校の必要性—」『岩手大学教育学部研究年報』No. 39, 1979, 229-247.
- 20) 中山文雄「重度・重複障害児の学習権保障に関する一考察(4)—岩手県における訪問教育の経過を通して—」『岩手大学教育学部研究年報』Vol. 42 No. 1, 1982, 185-200.
- 21) 同上書 189-193.
- 22) 中山文雄「岩手県における訪問教育の実態と課題」『障害者問題研究』No. 40, 1985, 71-83.
- 23) 中山文雄・花箆和博「重度・重複障害児の学習権保障に関する一考察(2)—訪問教育における—」『岩手大学教育学部研究年報』Vol. 40 No. 2, 1981, 105-133.
- 24) 中山文雄・後藤幸市・中村公子「重度・重複障害児の学習権保障に関する一考察(3)—訪問教育における—」『岩手大学教育学部研究年報』Vol. 41 No. 1, 1981, 185-206.
- 25) 全国精神薄弱養護学校長会・全国肢体不自由養護学校長会・全国病弱虚弱養護学校長会『全国養護学校実態調査』1978・1988年度版, 1978・1988.